



テミス通信

第 9 号 / 2014年5月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



中之島公園のバラ

風薫る五月 皆さまいかがお過ごしでしょうか。

ゴールデンウィークの一日、静かな田舎の山道をドライブしました。

バックミラー越しに見えるトンネルが、輝く緑をアーチ状に切り取る様は、思わず振り返りたくなるほど綺麗でした。

自然の光を一杯に浴びて、リフレッシュして仕事に戻っています。

表紙の写真は、3月号でご紹介した中之島公園のバラ園です。5月13日のお昼休みに撮影をしたものです。少し早いかと思いましたが、美しい姿を捉えることができました。

是非、お立ち寄り下さい。

(佐井恵子)

サントリー1万人の第九 合唱メンバー大募集！！

12月7日に大阪城ホールで佐渡裕・指揮のベートーベン交響曲第9番で合唱する「1万人の第九」合唱団に、佐井事務所で参加応募します。

男性メンバーが多いと当選しやすいとの情報(?)も。歌ってみたいという方はご一緒しませんか。もちろん女性も大歓迎です！是非ご参加をお願いします。

佐井事務所との応募を希望される方は、6月5日までにご連絡下さい。



テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

成年後見制度をご存知でしょうか？

超高齢社会

自分自身の、あるいは身近な人の10年後、20年後を想像してみてください。

経営者の方は、社員さんのご家族を思い浮かべてみてください。

総務省の人口推計によれば、平成25年度、総人口1億2千729万8千人のうち65歳以上人口は3千189万8千人（25.1%）と、初めて4人に1人が65歳以上人口となりました。（75歳以上は12.3%）厚労省の推計では、認知症の高齢者数は、2015年には250万人、2020年には、289万人に達すると言われています。

成年後見制度とは？

私たちは「契約」を前提とする社会に暮らしています。「契約」とは不動産の購入や、住居の修繕工事の契約のような規模の大きいものに限りません。日用品の売買も契約ですし、銀行に口座を開くのも契約です。私たちは「契約」を日常的に利用しているのです。

契約をするには、結果を予想する判断能力が必要です。その契約が自分に不利益なものでないか見極める判断能力が十分ではないとき、自分に代わって権利や財産を、法律面や生活面から保護し支援するための仕組み、それが成年後見制度です。

制度利用のきっかけは？

平成24年度司法統計によれば、成年後見の利用を考えた動機で圧倒的に多いのは、**預貯金の管理・解約**です。日常生活において、自分のお金でありながら、銀行窓口で預金解約ができないといったことが起こっています。続いて、介護保険契約（介護施設に入る）のため、そして身上監護と続きます。

また、**不動産の売却、相続手続き、保険金受取**といった動機は切実です。消費者被害にあって財産を失ってしまったことに別居の家族が気づいて裁判、その前提としての成年後見、といったケースもあります。

支援の内容は？

ご本人の判断能力の状態に応じて、3つの支援が用意されています。

法定後見制度	後見	保佐	補助
対象となる方	ほとんど判断することができない	日常の買い物位はできるが、重要な法律行為は単独ではできない	軽度の認知症・知的障害・精神障害の状況にある
成年後見人等 (成年後見人・保佐人・補助人)の 同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立の範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる 代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)

- (注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
- (注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- (注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。
- (注4) 日常生活に関する行為は除かれます。

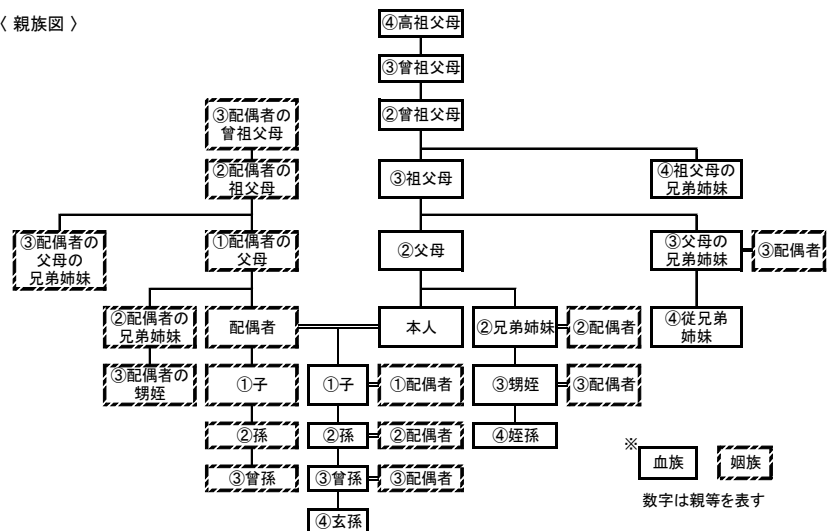
後見を受けるご本人を被後見人、後見を任せられた方を後見人と呼びます。

保護・支援の方法は、銀行取引や介護サービス契約、売買等ご本人に代わって必要な契約を行う代理権と、ご本人が行うことに関して同意する同意権、ご本人が不利益な契約をしてしまったときに、契約を取消す取消権の3つがあります。中でも取消権は強力で、問答無用で契約を取消し、支払いをしなくて済むようにしたり、既に支払ったお金を取り戻すことができます。

制度を利用するには？

家庭裁判所に成年後見人選任申立をします。申立ができる人は、本人か配偶者、子どもや父母、兄弟など**4親等以内の親族**に限定されています。身寄りのない人等は、市長が申立をすることもできます。

〈親族図〉



誰が後見人になるのですか？

申立をする時に、申立人は候補者を推薦することができます。但し、裁判所はそれに拘束されず、管理する財産の額や複雑さ、関係者間で紛争が予想されるなどの事情を考えて、自由に選任します。親族後見人の割合は減少してきて、平成25年度統計によれば48.5%と、半数を切りました。第三者後見人としては、司法書士が一番多く就任しています。

後見人になった後は？

成年後見人は、ご本人の代弁者の役割をして、あらゆるサービスの司令塔の立場で動きます。ご本人に代わって管理している預貯金の会計帳簿をつけたり、契約をします。収支予定を立てることも重要です。ご本人の生活状況を知って、環境を整えることや、施設職員とのカンファレンスに参加したり、病院個室料金の交渉をすることもあります。年に一度、家庭裁判所に報告をすることも欠かせません。

自分の意思を尊重される社会のために

私たちも、いつか、成年後見制度を利用しなければならない時が来るかもしれません。その時に、身寄りがいてもいなくても、後見人が、自分や家族の権利や財産を守ってくれる。そこについては安心して暮らしていける社会でありたいものです。 (佐井恵子)

12年ぶりに「休眠会社の整理」実施予定

ある日、登記事項証明を見ると、自分の会社が「解散」？

「休眠会社の整理」を、今年度、法務省は実施するようです。

ご自身の会社はもちろんですが、お取引先は大丈夫でしょうか。何らかの繋がりから株式を保有していたところ、その株式会社が、知らない間に整理されていたということもあります。

「休眠会社」に該当しませんか？

会社法における「休眠会社」とは、株式会社であって、当該株式会社に関する**登記が最後にあった日から十二年を経過したもの**をいいます。自ら登記申請したものを基準とし、職権で登記されたものは除きます。また、登記事項証明や印鑑証明書を請求していても、それは関係ありません。

では、休眠会社整理の手続は、どのようなものでしょうか。

会社法第472条に規定があります。

1. 法務大臣が休眠会社に対し、「二箇月以内に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨」を官報に公告。
2. 登記所は、前項の規定による公告があったときは、休眠会社に対し、その旨の通知。
3. その届出をしないとき、あるいはその間に会社に関する登記申請がなされなかったときは、二箇月の期間の満了の時に、**解散したものとみなされます**（みなし解散会社）。

但し、「みなし解散会社」は、3年以内であれば株主総会で継続決議をして復活することもできます。

みなし解散になる前に

登記所からの通知と言っても、本店を移転していれば、ハガキを受け取ることはできません。受け取っていたとしても、そのまま放置ということもある話です。官報公告と言っても、見ていない方が普通でしょう。そんなことで、「ある日突然、会社が解散していた」というようなことが起こるのです。

設立した会社をどうしようと、株主の勝手かもしれません。ただ、長期間登記がされていない株式会社は、既に営業を廃止し、実体のない会社となっている可能性が高く、このような休眠会社の登記をそのままにしておくと、種々の弊害が生じるおそれがあるため、この規定が設けられました。また、会社を設立する時や、商号を変更する際に、折角これと決めた商号であっても、同一もしくは類似した商号を使用する会社が存在していた場合、しかも同一商圈となれば、無用な紛争を避けるために商号の使用を諦めるということはあることです。極端な話ですが実際、休眠会社を売買して犯罪の舞台とする例もあります。

会社の整理は、昭和49年に始まり、昭和54年、昭和59年、平成元年、平成9年（最低資本金未達成会社のみなし解散）平成14年と過去6回行われてきました。今までの経験で言えることは、会社を復活することはできますが、手間も費用もかかります。せめて登記所からハガキを受け取ったら、すぐに相談にお越し下さい。お取引先の登記事項証明を受け取ったら、最近、登記をしているかという視点をもって確認なさってみて下さい。



（佐井恵子）

佐井事務所 スタッフ紹介

テーマ「今年のGWは？」



佐井 恵子

司法書士

発表会を目前に、

チェロの駆け込み

猛特訓で筋肉痛



山添 健志

司法書士

人生で初めての

名古屋旅行



石飛 佐和子

事務局

高級ポッキーを買いに

デパ地下(90分待ち)



門垣 佳代子

事務局

レッスン、試合、レンタル

コート……とテニス三昧

「コミュニティ財団の集い」に参加して・・・

昨年発行のテミス通信第3号でもご紹介しました、大阪コミュニティ財団の助成事業の発表会に今年は佐井と山添が出席しました。

大阪コミュニティ財団に助成を申請している団体のうちから、毎年数件の助成を受けている事業が成果報告を行います。佐井事務所は昨年に引き続き、基金設立者側として参加しました。

今年発表があった4つの団体のうち特に興味深かったものをご紹介します。

子ども向けウィッグを作成している NPO 法人「Japan Hair Donation & Charity」。美容院で、カットし終わった髪の毛が掃除されてゴミ箱に運ばれる様子は美容院の帰り際によく目にしますが、その髪の毛を有効に利用できないかということで始まったボランティアで、多くの美容院が賛同しつつあります。

この髪の毛が小児ガンなどの治療過程や先天性の無毛症、不慮の事故などで髪に悩みを抱えている子供達の手元に子供用ウィッグとなって無料で届けられます。子供用ウィッグは需要供給の関係であまり流通していないため、100%人毛のウィッグが作成され、子供達の手元に渡るということは容姿に悩みを抱える子供達にとっても非常に心強い支えになります。

まだ始まったばかりの取り組みなので、今回の助成金はパンフレット作成に使われたそうですが、メディアでも取り上げられている注目の団体です。

こういう取り組み・発想ができるのも、日頃から身近に髪を扱っている美容師の方達ならではの発想力をもって、新たな取り組みができればとインスピレーションをもらった発表会でした。(山添健志)

ご近所探訪 ～大阪天満宮編～



4月10日から毎週木曜・夜8時～NHKで放送中の時代劇「銀二貫」。その重要な舞台である大阪天満宮に行ってきました。佐井司法書士事務所から徒歩12分、1号線沿いに東へ進み、天神橋筋商店街を南に入って2つ目の辻(ローソンが目印)を左に折れて50メートル。正門にはテミス通信第1号の巻頭写真でご紹介した大注連縄がかかっています。



狛犬のテンちゃん

大詰めでしょうか。楽しみです。

「銀二貫」は武士の子として生まれ天涯孤独の身の上となった少年が、厳しくも温かい大坂天満の人々に支えられ、商人として立派に成長していく人情時代劇です。エンディングテーマは大阪締め！という徹頭徹尾、大阪らしいドラマ。本号が発行される頃は、物語も



「高齢社会と企業経営」～成年後見制度の活用～ と題して

平成26年4月23日、辻会計事務所 辻床治先生が主催する「月一会」勉強会で、「高齢社会と企業経営」と題して講師を務めました。

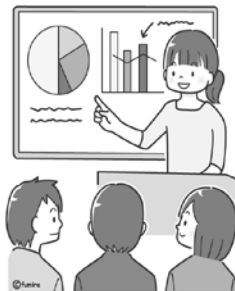
経営者の方々対象ということでしたので、一般の皆様方を対象とした、成年後見制度についての説明だけではなく、先日、中小企業家同友会全国協議会の全国研修(広島)で学んできた「高齢社会・家族の力の低下・生涯未婚率の増加から介護問題を見ると、働き盛りの社員の突然の退職＝中小企業が直面している経営リスク」について、統計を見ながら話していきました。

経営者は社員のサインを見逃さない、介護や成年後見は、親族は司令塔となり外部の力(社会資源)を最大限利用する、そして、労働条件の見直しや柔軟な適用を考えることが必要だとお伝えしました。

時折、質問を受けながら、あっという間の楽しい90分でした。

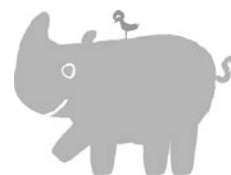
何より、成年後見への取り組みが、日頃、お仕事をさせていただいている企業に役立つと実感したことが、一番の収穫となりました。

(佐井恵子)



テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・石飛が、4月8日・9日と、大阪府中小企業家同友会の新人研修(コミュニケーションと接遇)を受講しました。「是非、事務所内で共有したい(キラッ!)」彼女の発案で、早速、事務所内研修を行いました。継続して取り組んでいきたいと思えます。
- ・佐井は、5月11日(日)守口ルミエールホールにて、ヴァイオリン・チェロの発表会に出ました。普段は、練習日と土日に楽器に触る程度ですので、なかなか上達できませんが、それでも直前には練習に熱が入ります。今年は、バッハのG線上のアリアを3台のcellでアンサンブルしました。ソロとはまた違って、メロディーを歌い継ぐ楽しさがたまりません。2年ぶりの発表会も無事終えて、さて、来年は4月・・・今から楽しみです。
- ・気がつけば、今まで、成年後見の記事を書いていませんでした。分かりやすく書いていますでしょうか。
- ・会社法関連の記事は、ニッチな内容ですが、ご注意下さい。
- ・昨年度より、大阪司法書士会の「家族法研究会」の연구원となっています。2月の研究発表会に向けた「清算型遺贈の遺言執行」についての判例学説研究の一つのパートを担当しました。研究会を通じて、実務家と研究者との視点の違い、同じ実務家であっても公証人と司法書士の違い等、大変興味深く刺激になりました。(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>